

総 選挙は自民党の勝利という結果に終わり、岸田政権の安定度が増すこととなった。一方で、岸田総理の掲げた「新しい資本主義」への期待感は今一つ、これまでの政策（アベノミクス）の延長ということになれば、「令和版所得倍増計画」は画に描いた餅で、わが国経済は「30年の停滞」を続けることになる。

そういう中で岸田政権が令和4年度税制改正の一丁目一番地とするのが「賃上げ促進税制」だ。所信表明演説で、「労働分配率向上に向けて賃上げを行う企業への税制支援の抜本的強化」をうたい、「新しい資本主義実現会議」の緊急提言では令和4年度税制改正での実現を明記した。

この税制の始まりは第2次安倍政権のアベノミクスで、5%以上給与支給額を増加させた企業に対して支給増加額の10%の税額控除（中小企業は20%）を与える「所得拡大促進税制」が平成25年度改正で導入された。その後平成30年度改正で、「賃上げ及び投資の促進に係る税制」（3%以上の賃上げを行った場合、給与支給総額の対前年度増加額の15%の税額控除、中小企業は優遇）となり、リカレント教育等人材投資を増加した企業に対して税額控除率の上乗せも行われた。

さらに令和3年度改正で「人材確保等促進税制」となり、新規雇用者給与等支給額を2%以上増加させた企業に対して支給額の15%の税額控除（中小企業は優遇）を行う制度に変わり、現在まで続いている。

これに対して岸田総理は、「現行税制は給与支給総額が基準とされているため必ずしも1人ひとりの給与を引き上げることにはつなげていない」と指摘し、新規雇用者ではなく、継続雇用者の1人当たり給与の増加を要件とすること、非正規雇用を含めて全雇用者の給与総額の

増加を対象とすることを内容とする制度に改め、控除率も高めるよう指示をした。

一方、税制（租税特別措置）で賃上げを促すという考え方に対しては疑問も多く投げかけられている。企業の賃金構造、賃金体系は、企業の長年の経営を踏まえての決定事項であり、「減税があるから即賃上げ」とはいかない。中小企業はそもそも賃上げの余裕がない。法人の3分の2は赤字で制度を使うメリットがない。税制の恩恵が一部の優良企業にとどまるなどの批判

である。税制のあり方として、1人ひとりの賃上げについて、税務職員が賃金台帳でチェックする制度が果たして執行可能かという疑問も指摘されている。

わが国の賃金が30年間停滞してきた原因は、わが国経済や労働市場の構造的な問題に起因しており、雇用を流動化しつつ労働者の生産性を向上させていくことが本質で、企業の賃金体系にまで政府が口を出すというやり方が「新しい資本主義」とは思えないとの批判

もある。

アベノミクスや新自由主義と一線を画すというなら、賃上げする企業への減税でなく、「勤労者」へ直接給付する方法を考えてはどうか。雇用保険を受給できない求職者に、無料の職業訓練を実施しつつ給付金を支給する求職者支援制度があるが、要件が厳しく活用されていない。欧州諸国では、雇用の流動化、職業訓練、勤労インセンティブを高める給付付き税額控除（勤労税額控除）がセットで積極的労働政策として導入され、効果を上げている。

最後に一言。賃金を上げても、医療、年金、介護、子育てに対する将来不安が残る限り国民は消費に振り向けず、子どもも持てず少子化につながっていく。将来ビジョンを示し不安を解消することが「新しい資本主義」ではないか。

連載

税制之理

森信茂樹

東京財団政策研究所研究主幹

第177回
賃上げ促進、企業より個人への支援で